

重度要介護高齢者紙おむつ等支給事業のご案内

重度要介護高齢者に紙おむつ又はおむつ代月々上限 3,000 円を支給します。

- 利用対象者** 鴻巣市内に住所を有する 65 歳以上の方で、次の要件をすべて満たす方
- ・ 要介護認定 4・5 の方、要介護 3 で排尿・排便全介助の方、もしくは、3 ヶ月を超えて入院中であり、状態が下線部と同程度の方
 - ・ 鴻巣市障害者紙おむつ等支給事業を受給していない方
 - ・ 介護保険料を滞納していない方

- 注意** 以下に該当する方は 対象外 になります。
- ・ 介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院）に入所している方
 - ・ 連続してショートステイ（短期入所生活介護等）を 1 か月以上利用している方

支給方法 現物支給と現金支給の 2 通りあります。

○ 現物支給 以下の業者がおむつを自宅に配達します。

事業所名	住 所	電話番号
介護ショップ彩香らんど	鴻巣市登戸 2 5 6 - 2	0 4 8 - 5 7 7 - 7 2 1 1
(株) 高橋医科器械店	行田市持田 3 - 2 - 1 8	0 1 2 0 - 9 8 0 - 6 5 2

※ 年度が変わる際に取扱商品の種類と金額が変更になることがあります。
 ※ 業者毎に取扱商品が異なります。

○ 代金支給 購入または病院等で利用したおむつ代を指定の口座にお振り込みいたします。

注意 在宅の方は現物支給か代金支給を選択することができますが、入院中の方は代金支給のみのご利用となります。

申請方法 以下の書類をご提出ください。

- ・ 鴻巣市重度要介護紙おむつ・おむつ代支給申請書
- ・ (現物支給を希望する方) 高齢者紙おむつ受給申込書

- 審査の結果、利用決定となった場合は「支給決定通知書」を郵送いたします。
 → 本事業の ご利用開始は、申請の翌月分から です。
 → 支給決定前のおむつ代について、過去に遡って申請することはできません。

申請書提出先

- ・ 鴻巣市役所 介護保険課 高齢福祉担当
- ・ 吹上支所 福祉グループ
- ・ 川里支所 福祉グループ

裏面へ続く

受給決定後のご利用について

【届け出が必要な場合】

- ・介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院）に入所した場合
- ・継続してショートステイ（短期入所生活介護等）を 1 か月以上利用した場合
- ・支給対象者が鴻巣市から転出した場合もしくは死亡した場合
- ・紙おむつを必要としなくなった場合
- ・紙おむつの業者を変更する場合
- ・要介護認定が要介護 4 又は要介護 5 でなくなった場合、もしくは要介護 3 で排尿・排便全介助でなくなった場合

受給対象外になってもサービスを利用した場合や、その他不正や虚偽があった場合は、支給した金額の全部又は一部を返還していただくことがあります。

【現物支給の方】

- ・受給申込書で指定した商品を毎月中旬頃にお届けいたします。
- ・申請した商品の合計金額が 3,000 円を超えた場合は、超えた額が自己負担となりますので、配達時に差額を業者にお支払いください。
- ・おむつの種類を変更したい場合は、業者へ直接ご相談ください。

【現金支給の方】

- ・支給決定通知書と合わせて郵送する「おむつ代支給申請書」に領収書等を貼付してご提出ください。
- ・領収書の購入月でご申請ください。
- ・通信販売等をご利用の場合は商品の注文月でご申請ください。
- ・スマートフォンの決済アプリ等を利用して購入した場合、領収書が発行されないことがありますのでご注意ください。
- ・領収書は総金額だけでなく、おむつ代が分かる明細も一緒にご提出ください。
- ・申請書は 1 か月につき 1 枚です。ご自身でコピーを取ってご使用ください。
- ・数か月分まとめての申請が可能です。
- ・申請書は月末に締切り、翌月の月末までに指定の口座にお振り込みいたします。
- ・領収書は原本をお預かりしていますが、確定申告等で使用する場合は原本と写しを両方お持ちください。原本は確認後にご返却いたします。

その他

- ・支給方法を変更することができます（現金支給⇄現物支給）。
その場合、変更の届け出があった翌月からの変更になります。予めご了承ください。

【お問い合わせ】

〒365-8601 鴻巣市中央1-1 鴻巣市介護保険課 高齢福祉担当
(TEL) 048-541-1321 (FAX) 048-541-1328